

私たちの生活と身近な法律

白山・野々市法律事務所
弁護士 春野しおり



1 自己紹介

- * 長崎県諫早市で生まれました。父親が転勤族のため、その後九州を転々として、沖縄にも3年間住んでいました。
- * 東京大学法科大学院卒業後、司法試験に合格し、司法修習を経て、平成20年12月に弁護士登録、法テラスのスタッフ弁護士となる。
- * 1年間長崎市で弁護士経験を積み、平成22年1月から法テラス平戸法律事務所に勤務していました。
- * 平成23年9月、長男を出産しました。
- * 平成24年7月、白山・野々市法律事務所に転籍し、弁護士業務に復帰しました。
弁護士経験はまだ少ないですが、意欲満々です。よろしくお願ひします。

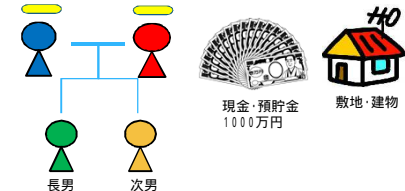
2 今日のメニュー

- 1 身近に起こり得る法律問題
～相続・成年後見制度～
- 2 法テラスって知っていますか？
- 3 私のいる法律事務所のご案内

3 身近に起こり得る法律問題

第1 相続

1 相続が「争族」になった例1～単純に相続分で分けると



現金・預貯金 1000万円
敷地・建物

家は僕が住むよ。
不動産も預貯金も全て半分に分けよう！

長男 次男



敷地・建物 現金・預貯金
2分の1ずつの登記名義 500万円ずつ分けた

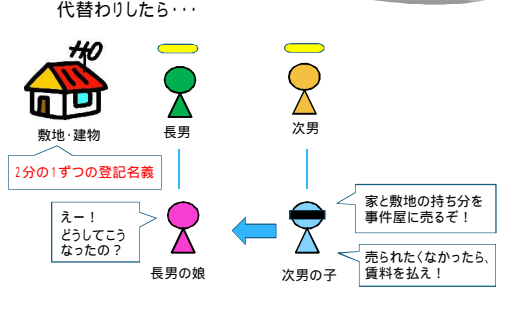
敷地・建物 現金・預貯金
2分の1ずつの登記名義

家は僕が住むよ。
不動産も預貯金も全て半分に分けよう！

いいよ

長男 次男

代替わりしたら・・・



敷地・建物 長男 次男
2分の1ずつの登記名義

敷地・建物 現金・預貯金
2分の1ずつの登記名義

えー！ どうしてこうなったの？
長男の娘

家と敷地の持ち分を事件屋に売るぞ！
次男の子
売られたいなかったら、買料を払え！

どうしたらよかったのでしょうか？

家は僕が住むよ。

長男

次男

預貯金1000万円はあげるよ。

いいよ

HO
敷地・建物

現金・預貯金

長男が登記の名義人

1000万円は次男が相続

2 相続が『争族』になった例2～親との同居と介護？

- ・10年前、父親が死亡。
- ・母親は、認知症を発症する。
- ・長女は仕事を辞めて母親と同居。
- ・父親の遺産と母親の年金で生活。
- ・5年前から、母親の認知症が悪化し、長女の介護が必要になる。
- ・母親の希望もあり、施設の介護ではなく、自宅介護を選ぶ。
- ・今年8月、母親が死亡。

現金・預貯金 1000万円

長男

長女

母親

半分ずつ分けようよ

寄与分って何？

長男

長女

私は、ずっと、お母さんの介護をしてきたのだから、寄与分があるはずよ！

*寄与分とは
被相続人の事業を手伝ったり、看病をしたり、財産の維持や増加に特別の働きをしたことを評価して、その分多く相続できることを言います。
ただし、寄与分が認められるためには、身内として通常すべき働き以上の働きが必要です。たとえば、療養看護の場合、お見舞いや自宅でのお手伝いは足りず、付添人を雇うべきところを雇わず、子の一人が介護したという程度の働きが必要です。

今回の場合

寄与分があるでしょう

認知症の母親を、母親の希望もあって、施設に預けず、介護士を雇わずに自宅で介護してきました。

それなら、母親の通帳から合計500万円の支出があるじゃないか。

母親の認知症を良いことに、好きなようにお金をおろしていたらどう？

えー！全部、お母さんのために使ってきたのに、どうしたらいいの？

長男

長女

介護や生活費など、被相続人のために、被相続人のお金（財産）を使った場合には、使い道について記録を残しておくことが重要です。
現金出納帳をつけておくのが望ましいですが、通帳にメモしておく、レシートに使い道を書いて保存しておくだけでも、後日のトラブルを回避するには有効です。

なお、生計の資本としての贈与、つまり、独立して生活するために土地をもらったり、大学進学や留学等のための学費をもらったりした場合は、『特別受益』として、もらった相続人の取り分が減らされます。
ただし、少額のお小遣いは、生計の『資本』にあたりません。また、今回の長女のように、仕事を辞めて同居して介護してくれている人の生活費は、被相続人の扶養義務の範囲内であり、特別受益にあたりないと考えられます。

3 相続の落とし穴～叔父の借金を相続？

- ・父母は5年ほど前なくなりました。
- ・母の両親(祖父母)はかなり昔になくなっていきます。
- ・母方の親戚は叔父しかいません。叔父には妻はいません。
- ・叔父とは付き合いはなく、1年前に死んでいたことも知りませんでした。
- ・1か月前、「ここにコレジット」から「叔父さんの借金を返せ」と言われました。
- ・私が払わないといけませんか？

父親

母親

叔父

長女

叔父さんの相続人は誰でしょうか？

祖父

祖母

父親

母親

叔父

長女

父親以外の全員が相続人になります。長女以外、みんな死亡しているので、私だけが相続人になります。

借金も相続しますか？
相続するとしたら、どうしたらいいでしょうか？

借金も相続するの？

相続放棄するから払わないわ！！

長女

にこにこクレジット

叔父の相続人だから、借金も払え！

相続放棄は、叔父の死亡後3か月を過ぎているからできないぞ。

*相続は、預貯金や不動産といったプラスの遺産だけでなく、借金というマイナスの遺産も併せて相続することになります。借金は相続しない、預金だけ相続することはできません。

*相続放棄は、「相続の開始を知ったときから3か月以内」です。長女さんは、1か月前まで叔父の死亡を知らなかったため、まだ3か月経っていません。相続放棄は可能です。

*なお、相続放棄をする前に、被相続人の財産を使った場合は相続放棄ができなくなります。また、被相続人の死亡を知っていたが、借金は知らなかった場合、裁判所が「相続放棄」を受理してくれる可能性があるため、諦めないでください。

4 相続が「争族」になりやすいのは…
事業経営者や資産家である。
子供がいない。
内縁関係の人がいる。
別れた妻や愛人に子供がいる。
財産のうち、不動産の割合が大きい。
財産を多く相続させたい人、相続させたくない人がいる。
相続人のうち、行方不明者がいる。
家族に内緒の借金がある。
子供たちの仲が悪い…などなど

5 「争族」になるのを防ぐには？

1. 相続について知っておくこと(相続人は誰？財産は？自分の場合は、『争族』になりやすいか？)
2. 自分の死後の相続内容についての希望を考えること
3. 弁護士に自分の希望を相談してみる
4. 遺言書を作成する

6 遺言書について

遺言書作成のメリット

- 相続人以外に財産を遺せる。
- 法定相続分とは異なる相続を実現できる。
- 個々の相続人にそれぞれ必要な財産を相続させられる。
- 慈善事業等に寄付ができる。
- その他、財産に関すること以外について述べておきたい。

第1 相続人以外に財産を遺せる。

たとえば…

- 内縁の妻に財産を遺せる。
- 養子縁組をしていない配偶者の連れ子に財産を遺せる。
- 老後の面倒をみてもらうことを条件に長男の嫁に財産を遺せる。
- 孫に財産を遺せる。
- 世話をしてくれた知人に財産を遺せる。

第2 法定相続分とは異なる相続を実現させられる。

たとえば…

- 妻に全財産を遺せる。
- 土地や株式など財産の種類が多い場合に、相続人にとって平等な相続になるように考えてあげられる。
- 遺された配偶者の老後の面倒を見ることを条件に、特定の子供に多く財産をあげられる。
- *ただし、相続人には遺留分がある。

第3 個々の相続人にそれぞれ必要な財産を相続させられる。

たとえば…
 稼業を継いでくれる子供に事業を承継させられる。
 同居中の子供に自宅を相続させられる。

第4 慈善事業等に寄付ができる。

たとえば…
 母校に財産を寄付したい。
 財産を福祉団体に使ってほしい。

7 遺言書の適齢期っていつ？

遺言は元気なうちに

遺言者が自分の行為の結果を判断できるに足りる精神的な能力(意思能力)が必要。

認知症になってから遺言を作っても、遺言が無効になってしまう。

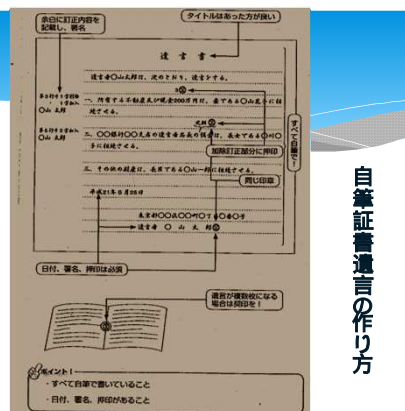
今こそが、遺言書作成の適齢期

8 遺言ってどうやって作るの？

1. 遺言書の種類
2. 遺言を作ろうと思ったら…
3. どの方法で遺言書をつくったらいいの？

第1 遺言の種類

1. 自筆証書遺言
2. 公正証書遺言
3. 秘密証書遺言



自筆証書遺言の作り方

自筆証書遺言のメリット

1. 自分ひとりで簡単に作成できる
2. 費用がかからない
3. 遺言書の存在と内容を秘密にできる

自筆証書遺言のデメリット

1. 方式の不備で無効になるおそれ
2. 内容の解釈が問題となるおそれ
3. 相続人間で遺言能力等が争われるおそれ
4. 紛争や改ざんのおそれ
5. 遺言書が発見されないおそれ
6. 家庭裁判所での検認が必要

公正証書遺言のメリット

1. 方式の不備で無効になるおそれがない
2. 内容実現の確実性
3. 遺言能力等で争われるおそれがほとんどない
4. 相続人が遺言書の存在を検索できる
5. 家庭裁判所での検認が不要

公正証書遺言のデメリット

1. 公証人への依頼や証人の確保など手間がかかる
2. 費用がかかる
3. 公証人と証人に内容を知られる

どっちがいいのかな？

- * せっかく争族を防ぐために、遺言書を書いたはずなのに、遺言書が無効になったら意味がない。

↓

- * 費用がかかっても、公正証書遺言書を作った方がいい。

相続のまとめ

- * 相続は、妻や夫を悩ませ、仲の良かった子供たちを争わせる「争族」になりかねない。
- * 遺言書があれば防げる「争族」もある。
- * 遺言をしようと思ったら、まず専門家に相談を！

第2 成年後見

1 成年後見制度とは？

私たちは契約を前提とする社会に生きています。スーパーで肉や野菜、あるいはコンビニでお弁当を買うのも契約書を作ったり、印鑑を押したりはしますが、契約です。契約をするには、自分の行為の結果がどのようになるか判断できる能力が必要となります。判断能力が不十分な場合、そのことによって不利益を被ってしまうおそれがあります。そうならないように、判断能力が不十分になった場合に、成年後見人を選任してもらい、自分の権利を守ってもらうための制度が成年後見制度です。

2 成年後見って何をしてくれるの？

成年後見人は、ご本人(成年被後見人)の権利を守るために、次のような仕事をしてくれます。

3 後見制度の種類

本人の判断能力によって、3つの種類があります。

- 後見**・・日常的に必要な買い物も自分ではできず、誰かに代わってやらなければならない程度
- 保佐**・・日常的に必要な買い物程度は単独でできるが、不動産・自動車の売買・自宅の増改築、金銭の貸し借りなど、重要な財産行為は自分ではできない程度
- 補助**・・重要な財産行為は自分ではできるかもしれないが、できるかどうか危険があるため、本人の利益のため、誰かに代わってやらしてもらった方がよい程度

4 成年後見の利用例

福祉サービス利用契約の締結、金銭管理

[CASE] 高齢者一人世帯が介護サービスを受けるための成年後見
 認知症で寝たきり高齢者1人世帯、支援する親族はいない、多額の預金等の資産あり、本人は、財産への執着と被害妄想が激しく「ヘルパーが金を盗む」などと騒ぐ、介護サービス提供者としては、日常の買い物のために、どうしても本人から現金を預かる必要があるが、あとで盗まれたと言われてしまう、このままでは、介護保険契約を続けることができない。

↓

成年後見の申立を行い、金銭管理を成年後見人となった弁護士に移しました。A成年後見人弁護士Bと契約を結び、現金の出入りも弁護士を介して行うことにしました。

↓

介護サービス提供者は、介護サービスに専念できるようになった。

悪質な消費者被害からの防衛

[CASE] 訪問販売で多額のクレジット契約を結んでしまった高齢者
 高齢者2人世帯、近くに子どもが住んでいる、十分な年金をもらっているはずなのに、お金に困っている様子、不思議に思っていたところ、信販会社の請求書から、多額のリフォーム契約を組んでいることが分かった、本人達に聞いたとしても、契約当時のことは覚えていない。

↓

おふたりとも認知症が進行しており、成年後見の申立を行って、子どもが成年後見人に就任しました。おふたりの年金を管理し、新たな訪問販売の勧誘がきてご本人達が印鑑を押してしまっても、後で取り消すことができるようになった。

家族などによる身体的・経済的虐待からの防衛

[CASE] 子どもに年金を使い込まれていた高齢者
 高齢者1人と、その子ども1人の2人世帯、子どもは50代だが、働かず、高齢者の年金が振り込まれる口座のキャッシュカードを持って、自分のパチンコ代に使ってしまっている様子、ショートステイ等の代金も滞納される。高齢者は認知症が進み、介護員などが理由を聞いても、うまく話せない、アザを作っていることもあり、身体的な虐待もあるようだ。

↓

高齢者の弟が申立人となり、成年後見を申し立てました。成年後見人として、司法書士さんが就任され、施設と介護保険契約を結び、施設に入所しました。年金をご本人のために使うことができるようになりました。